

給食費未収金事務委託について

教育部健康教育課

学校給食費の未収金については、資力があるにも関わらず滞納している者や居所が不明となっている者もあり、未収金回収の対応に大変苦慮しているところであります。

本市では、本年11月から未収金回収の専門的な知識や高い交渉力を有しています弁護士法人に学校給食費の未収金に関する事務を委託し、効率的・効果的な回収を図り、収納率の向上に努めていきます。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 件名 | 給食費未収金事務委託 |
| 2 履行期間 | 平成29年11月2日から平成30年3月31日まで |
| 3 委託先 | 東京都渋谷区渋谷二丁目16番8号 南雲ビル2階・4階
弁護士法人 館野法律事務所 代表者 弁護士 館野 完 |
| 4 委託する債権 | 147件 約3,800万円 |